別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第２項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　（ふりがな） 氏　名	
2　生年月日	年　月　日
3　離職時の官職	
4　離職前の求職開始日	年　月　日 （□離職前の求職開始日がなかった場合）
5　離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	

所属・官職	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

6　離職日	年　月　日
7　再就職日	年　月　日
8　再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
9　再就職先の業務内容	
10　再就職先における地位	
11　求職の承認の有無	□有　□無
12　官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無
13　官民人材交流センター以外の援助 （□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）	

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

別記様式第９（第８条第３項関係）

失効届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第２項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　（ふりがな） 氏　名	
2　生年月日	年　月　日
3　離職時の官職	
4　離職日	年　月　日
5　再就職日	年　月　日
6　再就職先の名称	
7　再就職先の業務内容	
8　再就職先における地位	
9　求職の承認の有無	□有　□無
10　官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無

（記載上の注意）
□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

別記様式第９（第８条第５項関係）

失効届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。